

第四次青梅市農業振興計画 概要版

令和 8 (2026) 年 3 月
青梅市

1 農業振興計画について

●農業振興計画とは

青梅市農業振興計画は、青梅市（以下「本市」という。）の農業を持続的に発展させることを目的として、農業生産基盤の整備、農業従事者の確保・育成、農畜産物の付加価値向上、地産地消の推進など多岐にわたる施策を通じて地域農業の活性化を目指す、10年先を見据えた計画です。

●計画の位置付け

本計画は本市の農業分野の施策を具体的に示すものです。農業者、農業関係団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合い、本市の農業を発展させるための指針という性格を持っています。第7次青梅市総合長期計画（令和5（2023）年3月）の個別計画として位置付け、関連計画との調和・整合を図ります。

●計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

●農業を取り巻く情勢

① 食料・農業・農村基本法の改正

世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応等、農業を取り巻く情勢が食料・農業・農村基本法の制定時には想定されなかったレベルで変化していることから、令和6（2024）年6月に食料・農業・農村基本法の改正法が施行されました。「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められました。

② 環境負荷低減に向けた取組

地球温暖化による気候変動等により、自然災害の多発や猛暑日が増加し、農畜産物の生育や収穫時期等に影響が出ています。国内においては、令和3（2021）年5月にみどりの食料システム戦略が策定され、温室効果ガスの排出削減、化学農薬・化学肥料の低減とそれらを推し進めた減農薬栽培や有機栽培による農地の面積拡大が目指す姿として位置付けられました。

③ 農地集積・集約化による生産性の向上と農地利用の推進

高齢化や人口減少が進む中で、農業者の減少により遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。令和5（2023）年4月に地域農業の将来の農地利用の姿を目標地図として明確化した「地域計画」の策定が法定化され、地域において農地の利用を考え、担い手への農地集積等を進める動きが本格化しました。本市においても、地域計画策定の取組を推進しています。

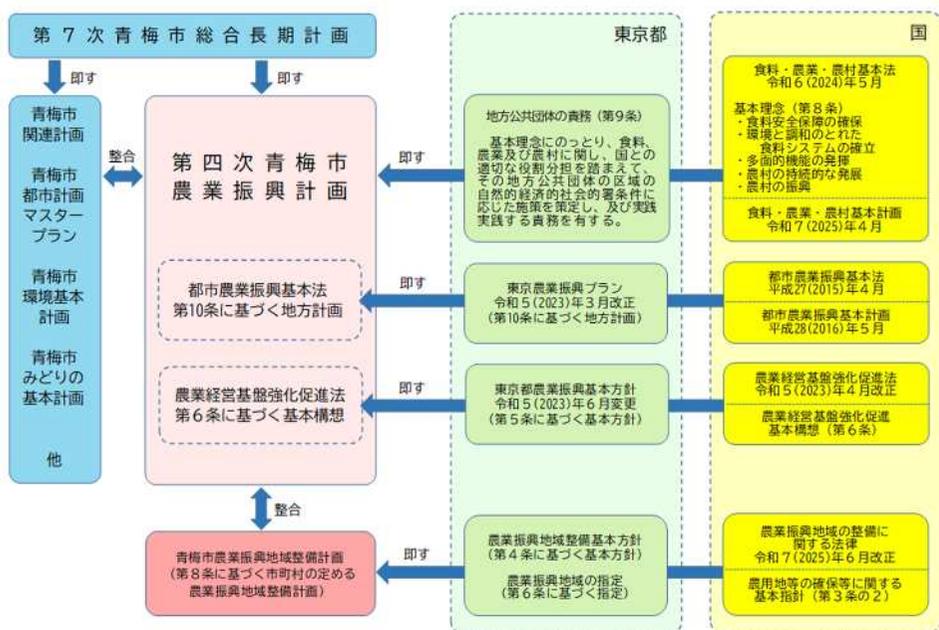


図 1-1 第四次青梅市農業振興計画の位置付け

2 本市農業の現状と課題

●農家・担い手の現状

① 農家数

農林業センサスによる農家数の推移を見ると、農家数は減少傾向となっています。また、自給的農家の割合が高く、年々増加傾向にあり、販売農家は、総農家数604戸のうち127戸となっています。



図2-1 農家数の推移
資料:農林業センサス

② 経営耕地規模別農家数

令和2(2020)年の経営耕地面積規模別農家数(販売農家)は、0.5ha未満が65戸(47.1%)、0.5~1.0ha未満が44戸(31.9%)と、約8割が1.0ha未満の農家です。

販売農家のうち、経営耕地面積1.0ha以上の農家数は平成27(2015)年の48戸から29戸と大きく減少しております。

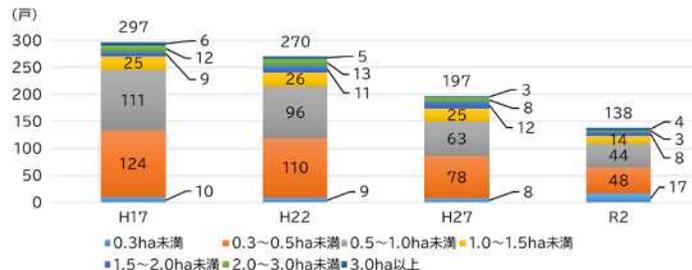


図2-2 経営耕地規模別農家数の推移
資料:農林業センサス

●従前計画の目標達成状況

従前計画基本方針に対する目標達成状況は次のとおりです。

表2-1 従前計画の基本方針に対する目標達成状況

施策方針	指標	基準 (令和7年度)	目標 (令和17年度)
1 多様な担い手の確保・育成	認定農業者数	4.6経営体	6.0経営体
	認定新規就農者数	2経営体/年	3経営体/年
2 競争力の高い農畜産物生産と高付加価値化の推進	6次産業化補助金の活用件数	0.6件/年	3件/年
3 農地の保全・活用と農業生産力の向上	農地中間管理権を設定した貸借面積	1.2ha/年	2.3ha/年
4 持続可能な農業生産と地産地消の推進	市役所直売等の開催数	2.2回/年	2.4回/年
5 青梅の特色を活かした農業の推進	多様な市民農園の設置数	市民農園: 1.5園	市民農園: 1.5園
		農家開設: 8園	農家開設: 8園
		体験農園: 1園	体験農園: 2園

●農業振興の課題

「本市農業の現状」や「農業振興に関する取組実績」などを踏まえて、農業振興の課題を整理しました。

① 担い手に関すること

既存農業者の経営安定化のため、技術指導や経営改善支援、省力化機械の導入支援、共済制度の活用を進めることが重要です。また、高齢化が進む中で地域農業を維持するため、後継者や新規就農者の育成・確保が不可欠であり、既存農家の子どもが安心して継承できるよう所得向上や経営安定を図るとともに、農外からの就農希望者に対しても魅力発信や研修、定着支援を行う必要があります。

② 農畜産物に関すること

本市では、露地野菜やウメ、ゆずなどの特色ある農畜産物を振興し、ブランド化を進めることで競争力を高め、農家の所得向上につなげる必要があります。また、新たな農畜産物の導入支援も求められています。さらに、加工品開発や観光農園、農家レストランなどの6次産業化を推進し、直売所やインターネット、都市部の店舗など多様な販路を確立することで、付加価値向上と販売拡大を図ることが重要です。

③ 農地に関すること

農業者の高齢化や後継者不足により増加が懸念される遊休農地については、再生して農地として活用するとともに、市民農園や体験農園など多様な形での有効活用と所有者支援が必要です。また、鳥獣による農作物被害を防ぐため、捕獲や侵入防止柵の設置、新技術の導入など対策の強化が求められています。さらに、優良農地の保全と担い手への集積・集約化、農地中間管理権の活用などにより農地利用の効率化を進めることが重要です。加えて、農業振興の基盤となる地域計画の策定と見直しを推進することも必要です。

④ 地産地消に関すること

学校給食や環境緑化での花苗活用などを通じて、地場農畜産物の利用を拡大し、地産地消を推進することが重要です。これにより、消費者は安全・安心な農畜産物を入手できる機会が増え、農家の所得向上や輸送に伴う環境負荷の低減にもつながるため、地産地消の取組を一層進めていく必要があります。

⑤ 農業振興に関すること

都市農業の役割を活かすためには、農業体験イベントや市民農園、食育活動などを通じて市民との交流を深め、農業への理解と関心を高め、地域農業への支持を広げることが重要です。また、農業振興には市による継続的で実効性のある支援と、JA西東京や関係機関との連携強化が不可欠であり、アンケートやヒアリングを踏まえて農業振興計画を継続的に検討・見直していくことが必要です。

3 本市農業の将来像

●将来像

青梅ならではの農があるまち

第7次青梅市総合長期計画の将来像「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす青梅」を実現するため、現在の本市農業の特徴や農業を取り巻く環境、農業・農地に求められているものを踏まえ、「生業として魅力ある農業が営まれるとともに、青梅の農畜産物を身近に感じることができ、土と緑が地域に潤いを与え、人々に親しまれている姿」を本市農業の将来像としました。

●基本理念

市民生活に貢献する持続可能な農業

本市農業の将来像の実現には、食料供給・食料自給率の向上以外に、潤いや安らぎの空間を提供するといった市民生活への貢献、環境に配慮した農業や地産地消の推進といった「持続可能な農業」を進めていく必要があります。このためには、「農業」が職業として成り立ち、「農業者」が暮らしていけることが肝要であります。

農業者や市民、多様な主体が連携し、相互理解のもとに持続可能な農業を目指すことを基本理念としました。

●基本方針

稼げる農業の推進

本市の上位計画や関連する計画との連携、また、国や都の計画等との整合を図り、「将来像」、「基本理念」を具体化するための基本方針を「稼げる農業の推進」と定め、5つの柱となる「施策方針」を示し、展開を図ります。

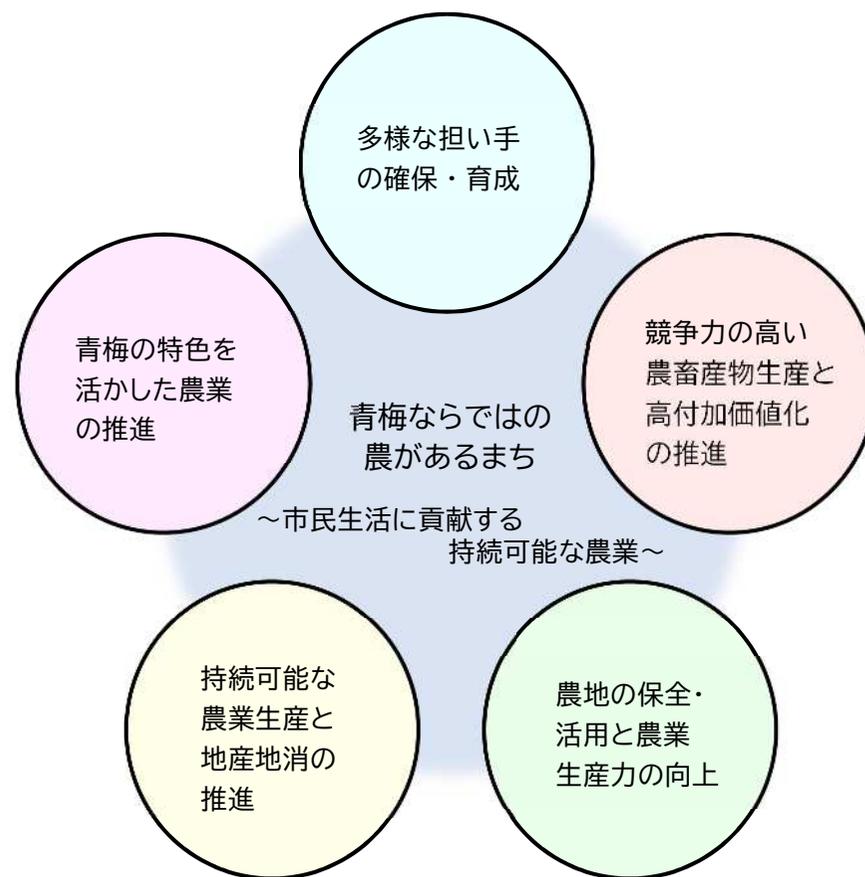
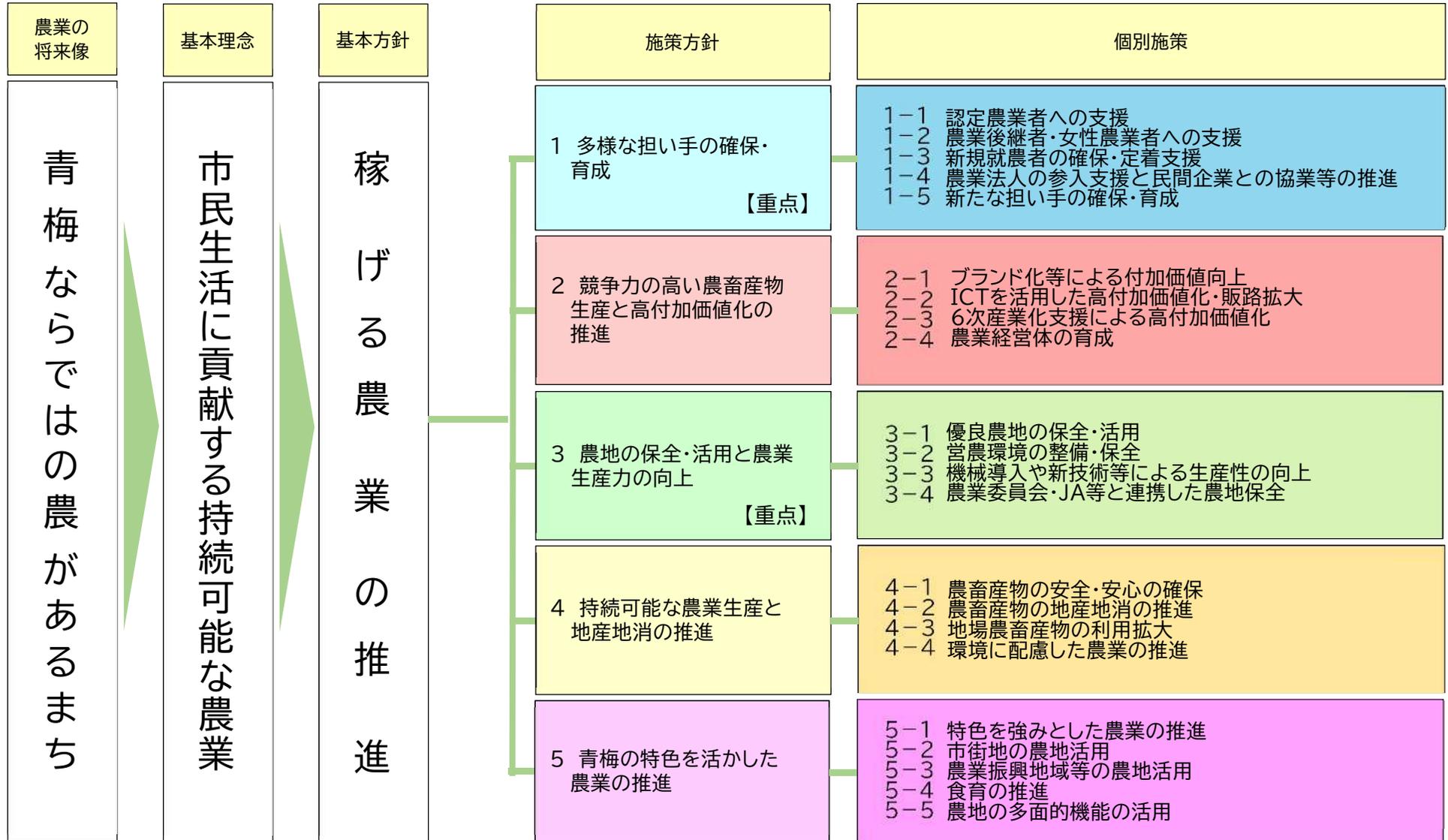


図3-1 将来像と施策方針のイメージ

4 将来像実現のための施策展開

●計画の体系

本市農業の将来像の実現に向けて、施策方針にもとづく個別施策を示します。



【重点】：特に重要である施策

施策方針 1

多様な担い手の確保・育成【重点】

10年後に目指す姿

- 職業としての農業が成り立ち、生きがいをもって農業が営まれています。
- 農業後継者や新規参入者、農業法人等のさまざまな担い手が活躍しています。
- 援農ボランティア等の多様な担い手が、地域の農業に携わっています。

個別施策	取組
1-1 認定農業者への支援	認定農業者の確保・育成 経営改善計画作成の支援 支援策の充実
1-2 農業後継者・ 女性農業者への支援	農業後継者の支援 後継者組織の活動支援 家族経営協定締結の推進 女性農業者の活動支援 起業の支援
1-3 新規就農者の 確保・定着支援	新規就農者の確保 新規就農者の育成 認定農業者へのステップアップ支援
1-4 農業法人の参入支援と 民間企業との協業等の推進	法人の営農環境の実現のための農地の流動化支援 農業機械・栽培施設等の整備支援 法人の雇用就農に対する支援 法人と地域の調整サポート ICTや新技術を活用する企業との協業や誘致
1-5 新たな担い手の 確保・育成	援農ボランティアの確保・育成 援農ボランティアによる支援活動の推進 半農半Xの普及や定年帰農などの支援 就農希望者向けの農業研修・体験の支援

施策方針 2

競争力の高い農畜産物生産と 高付加価値化の推進

10年後に目指す姿

- 他にはない、青梅ならではのブランドが定着しています。
- 農畜産物の販路が拡大され、魅力のある職業としての農業が行われています。
- 生産・加工・流通等の連携により、地域経済が活性化しています。

個別施策	取組
2-1 ブランド化等による付加価値向上	特産品・ブランド化の研究 高付加価値への取組に対する支援 農畜産物の認証制度の検討
2-2 ICTを活用した高付加価値化・販路拡大	スマート農業による高品質化・収量の増加 生産と販売の一体化による持続的経営 インターネットを活用した販売
2-3 6次産業化支援による高付加価値化	生産・加工・販売を一体とした商品開発、販売の支援 加工品の開発や加工施設導入の検討 農業者団体等による加工の推進
2-4 農業経営体の育成	経営診断の支援 市内農業団体等との連携の強化 研修の支援 交流活動の支援

施策方針3

農地の保全・活用と 農業生産力の向上【重点】

10年後に目指す姿

- 農地の集積・集約がなされ、優良農地の利活用がより促進されています。
- 鳥獣害被害について、対応がなされ、農業者の安心と農畜産物の安定的な供給が図られています。
- 農地中間管理事業のPR等を通じ、農地の流動化と農地保全の仕組みが整備されています。

個別施策	取組
3-1 優良農地の 保全・活用	生産緑地の保全 農業振興地域農用地の活用 農地の有効活用方法の検討 JA西東京との連携による保全体制の整備
3-2 営農環境の 整備・保全	農道、用排水施設の整備・補修、ほ場整備 鳥獣害対策の推進
3-3 機械導入や 新技術等による 生産性の向上	先進技術・優良種苗の導入 新技術の活用支援 生産基盤の整備 農業施設・機械の近代化
3-4 農業委員会・ JA等と連携した 農地保全	遊休農地の解消 農地流動化対策の推進 地域計画の推進 JA西東京と連携した農地保全体制の整備

施策方針4

多様な担い手の確保・育成【重点】

10年後に目指す姿

- 多くの市民が、安全・安心な地場産農畜産物を利用して暮らしています。
- 減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した農業が行われています。
- 農業者、市民の相互理解により、地産地消が推進されています。

個別施策	取組
4-1 農畜産物の 安全・安心の確保	安全・安心につながる市内農畜産物の生産技術の向上 農家の顔の見える直売促進 農業イベントや農業見学会の開催
4-2 農畜産物の 地産地消の推進	農畜産物、農業情報の発信 直売の相互協力、生産量の確保・機能拡大の検討 定期的な市役所直売等の開催 地産地消・地域資源の活用 産直マップの作成 学校給食等の利用拡大 旬な農畜産物直売
4-3 地場農畜産物の 利用拡大	観光イベントとの連携による販売機会の拡大 公共利用の拡大(環境緑化・花苗) 地元飲食店の利用・スーパーマーケット等への販売拡大
4-4 環境に配慮した 農業の推進	東京都エコ農産物認証制度の普及・推進 新東京都GAPの推進 有機性資源の地域循環の支援 様々な環境に対応した農業の推進 農地・自然との共生

施策方針5

青梅の特色を活かした農業の推進

10年後に目指す姿

- 低地、台地、山間地といった地形や大都市近郊という立地を生かし、様々な農畜産物が生産されています。
- 住宅と農地が隣接する市街地や、農業振興地域等の農地が有効に活用されています。
- 市民一人ひとりが、地域の農業や農地の多面的機能を理解し、その恩恵を受けて暮らしています。

個別施策	取組
5-1 特色を強みとした 農業の推進	地域、生産者毎の多品目少量生産への支援 各農業者の高付加価値への取組に対する支援 各生産団体に対する支援
5-2 市街地の農地活用	生産緑地の保全 市民のレクリエーション活用 農ある景観の保全 生産緑地の貸借支援
5-3 農業振興地域等の 農地活用	遊休農地の解消 農地流動化対策の推進 多様な農園の整備（農家開設型） 地域計画の推進 担い手の育成と確保
5-4 食育の推進	学校給食における食文化の継承 小学校等での農業体験機会の提供（田植え・芋掘り等） 伝統料理の継承
5-5 農地の多面的機能 の活用	防災機能の活用 農ある景観の保全 市民のレクリエーション活用 農福連携の促進 多様な農業体験の場づくり

5 農業振興計画における目標

●将来像実現のための目標

本計画の実現に向けて、施策方針ごとの目標を次のように設定します。

表5-1 施策方針ごとの目標

施策方針	指 標	基 準 (令和7年度)	目 標 (令和17年度)
1 多様な担い手の 確保・育成	認定農業者数	46経営体	60経営体
	認定新規就農者数	2経営体/年	3経営体/年
2 競争力の高い農 畜産物生産と高付加 価値化の推進	6次産業化補助金の 活用件数	0.6件/年	3件/年
3 農地の保全・活 用と農業生産力の向 上	農地中間管理権を設 定した貸借面積	1.2ha/年	2.3ha/年
4 持続可能な農業 生産と地産地消の推 進	市役所直売等の開催 数	22回/年	24回/年
5 青梅の特色を活 かした農業の推進	多様な市民農園の設 置数	市民農園：15園	市民農園：15園
		農家開設：8園 体験農園：1園	農家開設：8園 体験農園：2園

●計画推進に向けた各主体の役割と推進体制

本計画の将来像を実現するためには、農業者をはじめ農業関係団体、市民、そして行政が相互に連携し、それぞれの役割を適切に果たしつつ、主体的に取り組むことが不可欠です。

この計画は、農業者、農業関係団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合って実現を図るものであるため、計画の実現に向けた各主体に期待される役割を以下に示します。

① 農業者・農業関係団体

農業者および農業関係団体は、食料の安定供給や地域社会の担い手としての役割を果たすことが期待されます。

② JA西東京

流通と経営ノウハウの提供を通じて農業振興を支えることが期待されます。

③ 市民・市民団体

市民は、農業への理解を深めるとともに、地場農畜産物の消費や体験を通じて積極的に農業振興に協力することが期待されます。

④ 行政（市、国・都）

行政は、計画の実現に向けた総合的な推進役として、現状を的確に把握し、必要な施策を効果的に実施することが期待されます。

⑤ 農業委員会

農業委員会は、地域の農業者の代弁者として、農地の適正管理と利用促進、担い手の確保・育成を通じて農業振興を推進することが期待されます。

●計画の進行管理とPDCAサイクル

本計画の進行管理については、青梅市農業振興対策審議会において定期的に審議し、その実効性を確保します。

また、本計画の進行管理にあたっては、各施策の継続的な進行管理や改善を図ることが重要です。

このため本計画では、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のサイクルで進行管理を行います。

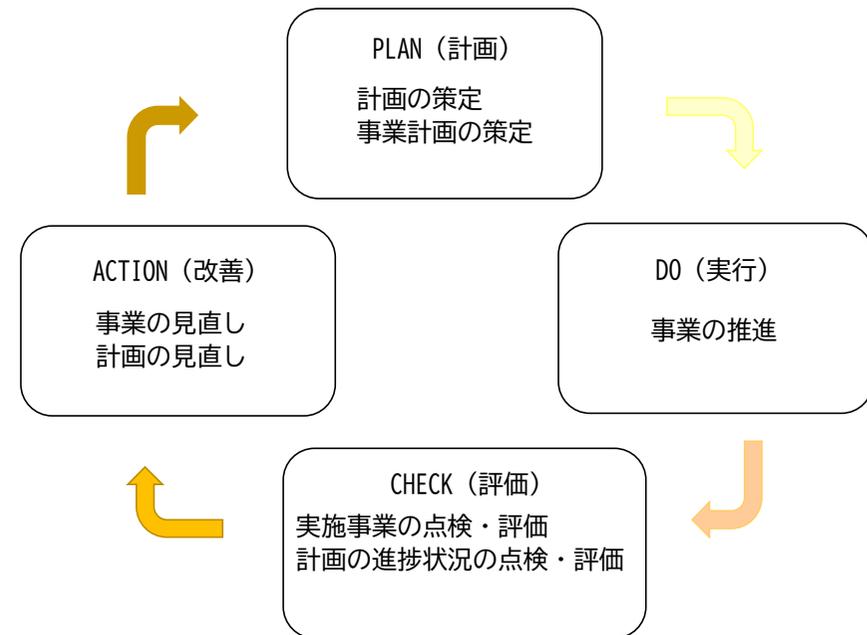


図5-1 管理見直し体制

第四次青梅市農業振興計画【概要版】

令和8(2026)年3月 発行

発行 青梅市

編集 青梅市地域経済部農林水産課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

電話 0428-22-1111 (代表)

青梅市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp>

